

第  
4680  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 3月 4日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 孫に対する教育資金の贈与

**Q**：今年度の税制改正では、祖父母から孫への教育資金の贈与が非課税になるそうですが、どのようになるのですか？

**A**：4月1日からの贈与で一定のものは、1,500万円まで非課税になります。

### 【解説】

今年度の税制改正では、祖父母から孫への教育資金の一括贈与に付き、1,500万円まで非課税とする措置が創設されます。

概要は次のとおりです。

- ①受贈者  
孫
- ②贈与者  
祖父母

### ③贈与の方法

金融機関の口座を経由した一括贈与

### ④要件のチェック

金融機関が支払った費用に係る領収書をチェック

### ⑤贈与の終了

受贈者が30歳に達する日に口座は終了となり、口座にある残額については、その日に受贈者が贈与を受けたものとして贈与税が課税される。

### ⑥受贈者が死亡した場合

受贈者が死亡した場合は、その口座の残額に対して贈与税は課せられない。

### ⑦適用時期

この制度は平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出された教育資金に適用される。

